

中小企業に優しい

調停のすすめ


「調停」とは話し合いで問題の解決を図る裁判所の手続きです。困った時には是非ご活用下さい。

2019年7月25日

札幌民事調停協会

会社経営には常にトラブルの懸念

- 請負代金が支払われない
- 納期遅延による違約金請求
- ユーザークレームによる不当要求
- 突然の契約解除と代金未払い
- 知的財産権の侵害による賠償請求
- 従業員が起こした事故の慰謝料請求
- 従業員との労務トラブル
- 賃貸事務所費の不当な増額要求



経営者の貴方はこんな時どう
しますか？

■トラブルの法的な解決方法

主な解決方法として、次の二つがあります。

訴 訟

裁判官が双方の言い分を聴き、証拠を調べた上で、法律に照らしてどちらの言い分が正しいかを定める制度です。



調 停

当事者同士の合意によって紛争の解決を図ることを目的とするもので、裁判所の紛争解決手続の一つです。



(注) 図は裁判所のリーフレットから転載

- 訴訟は法廷において行われ、手続は公開され、原則として誰でも法廷で傍聴できます。

- 調停の手続は、訴訟と異なり、法廷ではなく、裁判所内の調停室で非公開で行います。

※ 訴訟も全て判決ではなく、全体の約3, 4割は調停と同じような「和解」で解決されています。

■ 訴訟と調停の違い

	訴 訟	調 停
手続き	諸手続きには 専門知識必要	特別の法律知 識は不要
手数料 (例)100万円	1万円	5千円*1
秘密保護	公 開	非公開
審理期間	8. 6ヶ月 (民事第1審)	3. 5ヶ月 *2
期日回数	約5回 (民事第1審)	約2~3回
進 行	裁判官	調停委員会
代理人	必須ではないが 専門性が高い	単独で対応可能

* 1 : 100万円迄は10万円単位に500円、100万円以上500万円未満は20万円
単位に500円

* 2 : 数値は「裁判所データブック2018」の平成29年度数値

■ 『民事調停』のメリット (1)

■ 手続きが簡単

- 簡易裁判所の手続き案内センターで、担当者がわかりやすく教えてくれます。
- 手続きは簡単で、書式も充実しており、**法律の知識がなくても単独で出来ます。**

※調停申立書は8ページ、9ページに詳しく記載しています。

※申立書は手続案内センターに備えられています。また、下記裁判所ホームページからもダウンロードできます。

http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_minzityoutei/index.html

■ 費用が安く済む

- 手数料は内容により異なりますが、**訴訟と比べて半額の費用**で済みます。
- 10万円の貸金を請求する場合は、手数料500円*と相手に通知する郵便料金です。

* 100万円迄は10万円単位に500円、100万円以上500万円未満は20万円単位に500円

■ 早く解決できる

- 申立から**約3ヶ月以内に終了**しています。
- 回数も**通常は2~3回***程度で終了しています。
* 1回1~2時間程度

■ 『民事調停』のメリット(2)

■ 専門的な知見

- 調停委員は弁護士、司法書士、公認会計士、社会保険労務士、税理士、建築士、大学教授や医師、会社経営者、情報技術などの専門家が公正な立場から判断します。

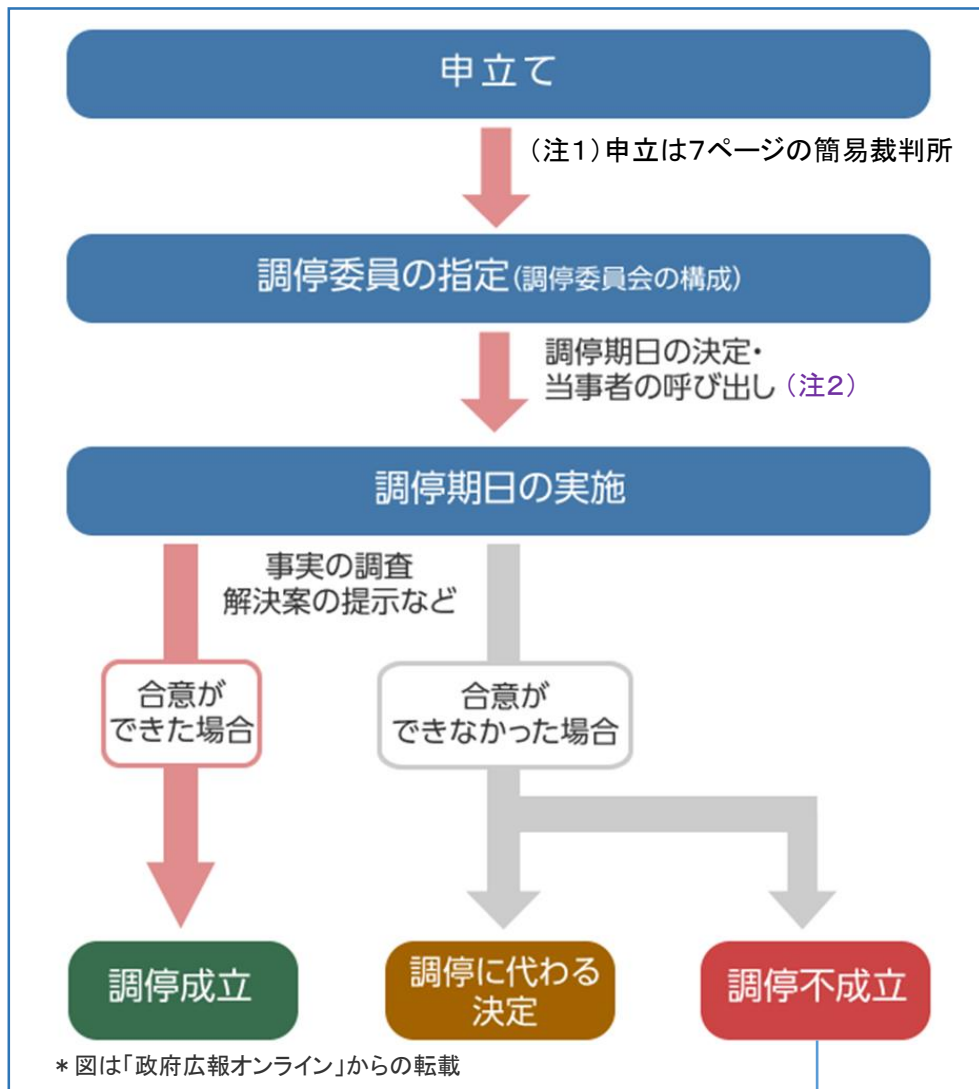
■ 秘密は保護される

- 話し合いは**非公開**なので、当事者以外に知られる心配はありません。
- 会社の信用や信頼が守られ、経営への影響も最小限にとどめることができます。

■ 判決と同じ効力

- 両当事者が合意した内容は「**調停調書**」に記載され、判決と同じ効力を持ちます。
- 相手が成立した内容どおり、義務を果たさないと、**強制執行**を申し立てることができます。

民事調停の流れ



約6割が実質的に解決

* 決定に異議を申し立てた場合

→ 訴訟等の検討

(注2) 相手方の出頭には法的拘束力はあるものの強制はしておらず、相手方が不出頭の場合は調停は不成立となります。

■申し立てを行うには

■申し立てる裁判所

原則、相手方の住所がある区域の簡易裁判所に申立てます。

相手方の住所地・所在地	管轄裁判所
札幌市, 江別市, 千歳市, 恵庭市, 北広島市, 石狩市, 石狩郡	札幌簡易裁判所
浦河郡, 様似郡, 幌泉郡, 日高郡新ひだか町の内旧三石郡三石町	浦河簡易裁判所
沙流郡, 新冠郡, 日高郡新ひだか町の内旧静内郡静内町	静内簡易裁判所
苫小牧市, 勇払郡の内厚真町, 安平町, むかわ町	苫小牧簡易裁判所
室蘭市, 登別市, 白老郡	室蘭簡易裁判所
伊達市, 有珠郡, 虻田郡の内豊浦町, 洞爺湖町	伊達簡易裁判所
岩見沢市, 美唄市, 三笠市, 夕張郡, 空知郡の内南幌町, 樺戸郡の内月形町	岩見沢簡易裁判所
夕張市	夕張簡易裁判所
滝川市, 芦別市, 赤平市, 砂川市, 歌志内市 空知郡の内奈井江町, 上砂川町, 樺戸郡の内浦臼町, 新十津川町	滝川簡易裁判所
小樽市, 余市郡, 古平郡, 積丹郡	小樽簡易裁判所
岩内郡, 磯谷郡, 古宇郡, 虻田郡の内ニセコ町, 真狩村, 留寿都村, 喜茂別町, 京極町, 倶知安町	岩内簡易裁判所

(注)各裁判所へのお問い合わせは以下のURLを参照下さい。

<http://www.courts.go.jp/sapporo/about/syozai/>

調停申立書の書き方(1)

【記載例】

【売買代金の事例】

①～③の記入額については、提出先の裁判所にお尋ね下さい。

②に記入した額に相当する収入印紙を貼ってください。

調停事項の価額	①	円	(注) □欄は、該当事項にレ点を付す。
ちょう用印紙	②	円	
予納郵便切手	③	円	

印紙欄
(割印はしないでください)

民事一般

受付印

調停申立書

札幌簡易裁判所 御中

相手方の住所又は事務所を管轄する簡易裁判所名を書いてください。

作成年月日 令和 元 年 〇 月 〇 日

住所(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名
甲 野 太 郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX - -

あなたの住所、氏名、電話番号を書き、氏名の横にあなたの認印を押してください。
申立人が会社であるときは、会社の所在地、会社名、代表者の氏名を書いた上、代表者の認印を押してください。



申立人

送達場所等の届出

申立人に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください

上記住所等

勤務先 名称
〒
住所

その他の場所(申立人との関係)
〒
住所

TEL - -

TEL - -

申立人に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください
氏名

郵便物の送付先を記入してください。
住所以外の場所(勤務先等)への連絡を希望する方はその電話番号も併記してください。

相手方

住所(所在地)(〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
北海道〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名(会社名・代表者名)
乙 野 次 郎
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX - -

相手方の住所、氏名を書いてください。
相手方が法人であるときは、法人登記事項証明書を見て、法人の所在地、法人名、代表者の氏名を書いてください。

申立ての趣旨

相手方は、申立人に対して、金 10万 円を支払うこと

紛争の要点

後記載載のとおり

相手方に請求する金額を書いてください。

上記のとおり調停を求めます。

調停申立書の書き方(2)

【記載例】

紛争の要点

1 申立人の職業・営業

電気製品販売業

あなた(申立人)の職業・営業等を書いてください。

2 申立人が売り渡した物件

品目	数量	代金	売渡日(契約日)	引渡日
ノートパソコン	1台	12万円	〇・〇・〇	〇・〇・〇

売り渡した商品の品目・数量・代金・売渡日(契約日)・引渡日を書いてください。

1回の月賦金の額、その支払方法、支払期日、支払を怠った場合の特約、その他について特別の約束があればその内容を書いてください。

(特約)

代金は令和〇年〇月から同年〇月まで、毎月末日限り金2万円ずつ、申立人の指定する銀行口座に振り込んで支払う。前記分割金の支払を1回でも怠ったときは残額を直ちに支払う。

3 代金支払状況

代金の支払状況を書いてください。

ア 全額未払

イ 代金のうち金 10万 円未払

分割払の約束がある場合に、その支払状況など、調停に必要と考えることを書いてください。

4 その他参考事項(相手方が代金を支払ってくれない事情等)

相手方は、〇月分の割賦金2万円を支払ったのみで、〇月分以降の残額の支払いをしない。

証拠書類となる売買契約書などがありましたら、申立書にその写しを添付してください。

相手方が法人の場合には、その法人の登記事項証明書又は資格証明書を提出してください。

添付書類

- 売買契約書写し
- 法人登記事項証明書
-

通
通

■調停への対応

調停を申し立てる際は、以下のような書類があれば準備し、持参してください。

第三者を納得させる客観的な証拠を準備します

紛争	準備する書類
■売 買	売買契約書、注文書、伝票、売掛台帳、見積書、請求書、受領書、納品書、領収書、振込明細等
■請 負	請負契約書、合意書、仕様書、設計書、工事計画、工程表、工事内訳書、追加・変更記録、検収書、検査書、完成確認記録、瑕疵修補記録、各種交渉・議事録等
■貸 金	貸借契約書、借用書、念書、覚書、振込依頼書、請求書、催告書、振込明細等

その他通信記録や議事録、データ類、内容証明郵便・配達証明、インターネットやメール等のプリント、FAX、メモ書なども証拠になります。

※会社の**法人登記事項全部証明書**(履歴事項証明書)を、また差支えなければ**代表者印**もご持参ください。

■中小企業再生のための特定調停

特定調停制度*を利用して行う私的再生で、民事再生などに比べて会社の信用を守りながら債務整理ができる点がメリットです。

* 特定調停: 裁判所を利用した債権者と債務者同士の話し合いによる債務の整理方法

	内 容
対象者	年商20億円以下、負債総額10億円以下の企業
前 提	●国指定の「認定弁護士」を代理人 ●債権者、金融機関と事前交渉
期 間	●調停期日は1～2回程度 ●全体でも3～4ヶ月程度*が目安
補 助	●国から必要な費用が補助される ●総額の3分の2迄、上限は200万円

* 民事再生の期間: 通常6ヶ月

■特定調停スキームのメリット

- 債権者の同意を得やすい
- 会社の信用を守れる
- 手続きにかかる期間が短い
- 債務減額の可能性

(注) 詳細な内容は、日本弁護士連合会の下記サイトを参照願います。

<https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2017/141226.html>

■参考：トラブル回避に向けて

■トラブルの原因

- 契約書なしの口約束(信頼関係重視)
- 仕様の詰めが曖昧(〇〇システム一式等)
- 支払条件や時期が曖昧(前払金・中間金等)
- 記録が残っていない(交渉内容・合意内容)

「言った、言わない」の水掛け論

■日頃からの留意点

- ◇合意した内容は必ず契約書にして残す
(類似業務の見本契約やモデル契約を参考にする)
- ◇完成すべき仕事の内容を具体化する
- ◇任意の支払は条件を特約として明記する
- ◇主なやり取りはメール等で必ず残す

※知的財産権侵害で多額の損害賠償が請求される

ソフトウェアの無断インストールや許可されているライセンス数を超えて使用したりするなど、不正な使用を行わないように注意が必要です。

■参考：民法の主な改正点

民法が120年ぶりに抜本改正されました。2020年4月1日には施行される予定です。

	現 行	改 正
売 買	目的物に隠れた瑕疵があれば売主は瑕疵担保責任を負う	隠れた瑕疵だけでなく契約内容に適合しなければ責任を負う
請 負	請負人の担保責任は目的物の引渡しから1年以内に行使の必要	契約不適合を知ってから1年以内にその旨を通知する必要 (1年経過しても責任が問われる可能性)
	請負の報酬は完成した仕事の結果に支払われる	契約解除・未完成時、仕事の完成前でも注文者の利益の割合に応じて請求可能
保 証	特に定めなし	事業用融資等の個人保証人は、事前に公正証書を作成し、意思表示の必要
消 滅 時 効	工事の設計・施工・監理等の債権は3年間行使しないと消滅 商事債権は5年間行使しないと消滅する	債権の種類を問わず、権利行使を知る得る時から5年、権利行使可能な時から10年で消滅する

(注) 詳細な内容は、法務省民事局の下記サイトを参照願います。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

トラブル時の主な相談窓口

● **札幌弁護士会法律相談センター** 011-251-7730

一般相談 30分以内無料（法律相談は事前予約制）

受付時間 月～金（祝日除く） 9:00～12:00,13:00～16:00

● **札幌司法書士会法律相談センター** 011-272-9035

一般相談 40分以内無料（法律相談は事前予約制）

受付時間 月～金（祝日除く） 13:00～20:00,土10:00～13:00

● **法テラス札幌** 050-3383-5555

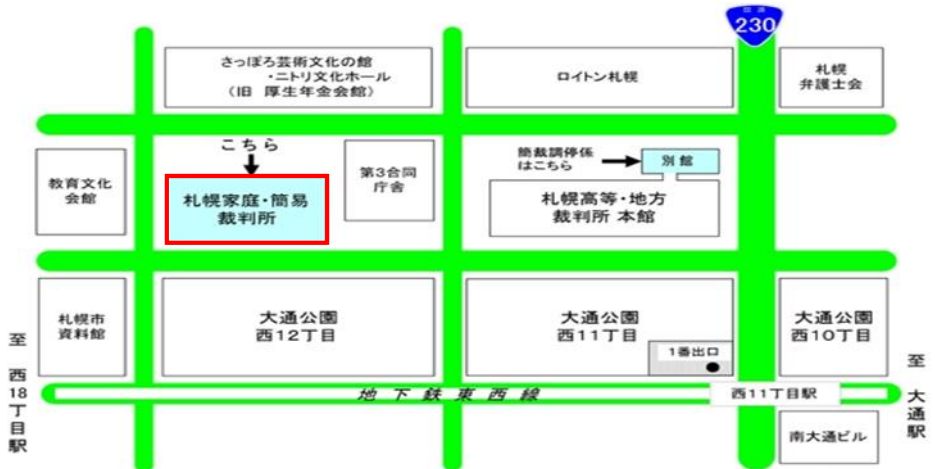
適切な相談窓口を無料案内（法律相談は事前予約制）

受付時間 月～金（祝日除く） 9:00～12:00,13:00～16:00

民事調停の受付窓口

■ 調停申立て手続案内、問合せ 011-221-7281(代表)

札幌簡易裁判所手続案内センター (札幌市中央区大通西12丁目)



地下鉄東西線「西11丁目」駅1番出口から徒歩3分